

経 済 産 業 省

20240307保局第1号
令和6年3月7日

一般社団法人 日本ガス協会 会長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

ガス工作物の自社工事における事故〈酸素欠乏事故〉の防止について
(注意喚起・要請)

令和6年1月18日神奈川県における敷地内でのガス管の地境切断工事において、酸素欠乏によるものと考えられる作業員1名が死亡する事故が発生しました。類似の事故は、埼玉県で死亡1名、軽症者1名が発生する事故が平成31年に発生している他、コミュニティーガスにおいても広島県で平成27年に1名が死亡する事故が発生しています。(別紙)

今回の事故は、地境切断工事中に自ら掘削した穴の中に頭を入れて作業を行っていたが、ガス遮断作業を行わないままガス管の切断作業を行ったことにより、生ガスが噴出し、酸素欠乏により罹災されたものと考えられます。

また、当該作業は、単独作業により行われており、現場作業責任者が作業場所から離れている際に発生しました。

この度の事故を踏まえ今後の事故の再発防止を図るため、貴協会におかれましては、ガス事業者各位に対して、安全第一主義をより一層徹底し、リスクのある作業において、当該リスクが十分に考慮され、実効性のある対応となっているか再点検し、工事作業要領・基準等の内容、安全管理体制の適切性の再確認、従業者に対する安全教育の徹底など所要の対応の強化に努められますよう周知していただくとともに下記の事項を徹底されるよう求めます。

記

1. ガス事業者は、工事作業要領・基準等の内容、実施されている安全確認手法の内容が、ガス管の切断等のガス漏出等の可能性のある作業において、ガスの遮断、現場作業責任者の立会監視下での実施等、酸素欠乏に対する安全措置が十分に考慮さ

れた適切なものとされていること。

2. 作業の外注において、安全確保、作業品質を確保するために必要な法令、保安規程、工事作業要領・基準等が要求事項として整備され、その遵守が担保されていること。
3. ガス事業者は、上記 1、2 を踏まえ、工事における安全管理を適切に実施すること。
4. ガス事業者は、埋設管工事に係る従業者に対して、事故事例、上記 1、2 を踏まえた安全対応の確実な実施に関して、再度、教育を行い、徹底すること。

埋設管工事における酸素欠乏事故概要

1. 神奈川県における事故概要

〈1〉発生日時

令和6年1月18日16時57分頃

〈2〉被害状況

人的被害 死者1名

〈3〉事故の概要

敷地内（更地）に先行埋設していた灯外内管（PE管 30mm）の地境切断工事において、協力会社作業員が自ら掘削した穴（深さ約80cm、幅約55cm、奥行約45cm）に上半身をいれて作業を行っていたが、ガス遮断を行わないままにガス管の切断を行ったことから、生ガスが噴出し、ガス管切断後の作業途中で酸素欠乏状態になって意識を失い、死亡に至ったと推定される。

工事場所には現場作業責任者と2名で赴いていたが、現場作業責任者は打ち合わせのため、当該事故時、作業場所から離れた場所におり、現場に戻った現場作業責任者が作業員が動かない状態で反応しなかったため、穴から引き出し、蘇生措置、救急搬送したが死亡が確認された。なお、ポケットガス検知器も現場作業責任者が携帯していたため、作業場所には無い状態であった。

2. 埼玉県における事故概要

〈1〉発生日時

平成31年3月13日15時50分（消防受付時間）

〈2〉被害状況

人的被害 死者1名、軽症1名

〈3〉事故の概要

解体予定の建物敷地内の灯外内管（PE管 30mm）の地境切断工事において、協力会社作業員が自ら掘削した穴（深さ約90cm、幅約50cm、奥行約50cm）に上半身をいれた状態であるところを土地所有者に発見、救出され、救急搬送されたが死亡が確認された。近隣で別の機器交換作業に従事していた協力会社作業員が消防によるガス漏えい注意喚起に気づき、現場に入ったところ、地境切断作業中の掘削穴からガスが噴出していることを確認し、応急措置を実施した。

当該工事は死亡した作業員が単独で赴き、一人作業であった。

3. 広島県における事故概要（コミュニティーガス）

〈1〉発生日時

平成27年8月27日14時03分頃

〈2〉被害状況

人的被害 死者1名

〈3〉事故の概要

解体中の建物敷地内の灯外内管の地境切断工事において、掘削穴内で灯外内管の切断・プラグ止め作業中、作業員1名が掘削穴内で漏出したプロパンガスによって酸素欠乏状態となり死亡した。

当該工事においては、作業手順に記載された、ホースマスクの着用、防爆仕様の送風機の使用、ガス管切断からプラグ止め作業までの二人作業の徹底が行われていなかった。

経 済 産 業 省

2 0 2 4 0 3 0 7 保局第 1 号
令 和 6 年 3 月 7 日

一般社団法人 日本コミュニティーガス協会 会長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

ガス工作物の自社工事における事故〈酸素欠乏事故〉の防止について
(注意喚起・要請)

令和6年1月18日神奈川県における敷地内でのガス管の地境切断工事において、酸素欠乏によるものと考えられる作業員1名が死亡する事故が発生しました。類似の事故は、埼玉県で死亡1名、軽症者1名が発生する事故が平成31年に発生している他、コミュニティーガスにおいても広島県で平成27年に1名が死亡する事故が発生しています。(別紙)

今回の事故は、地境切断工事中に自ら掘削した穴の中に頭を入れて作業を行っていたが、ガス遮断作業を行わないままガス管の切断作業を行ったことにより、生ガスが噴出し、酸素欠乏により罹災されたものと考えられます。

また、当該作業は、単独作業により行われており、現場作業責任者が作業場所から離れている際に発生しました。

この度の事故を踏まえ今後の事故の再発防止を図るため、貴協会におかれましては、ガス事業者各位に対して、安全第一主義をより一層徹底し、リスクのある作業において、当該リスクが十分に考慮され、実効性のある対応となっているか再点検し、工事作業要領・基準等の内容、安全管理体制の適切性の再確認、従業者に対する安全教育の徹底など所要の対応の強化に努められますよう周知していただくとともに下記の事項を徹底されるよう求めます。

記

1. ガス事業者は、工事作業要領・基準等の内容、実施されている安全確認手法の内容が、ガス管の切断等のガス漏出等の可能性のある作業において、ガスの遮断、現場作業責任者の立会監視下での実施等、酸素欠乏に対する安全措置が十分に考慮さ

れた適切なものとされていること。

2. 作業の外注において、安全確保、作業品質を確保するために必要な法令、保安規程、工事作業要領・基準等が要求事項として整備され、その遵守が担保されていること。
3. ガス事業者は、上記 1、2 を踏まえ、工事における安全管理を適切に実施すること。
4. ガス事業者は、埋設管工事に係る従業者に対して、事故事例、上記 1、2 を踏まえた安全対応の確実な実施に関して、再度、教育を行い、徹底すること。

埋設管工事における酸素欠乏事故概要

1. 神奈川県における事故概要

〈1〉発生日時

令和6年1月18日16時57分頃

〈2〉被害状況

人的被害 死者1名

〈3〉事故の概要

敷地内（更地）に先行埋設していた灯外内管（PE管 30mm）の地境切断工事において、協力会社作業員が自ら掘削した穴（深さ約80cm、幅約55cm、奥行約45cm）に上半身をいれて作業を行っていたが、ガス遮断を行わないままにガス管の切断を行ったことから、生ガスが噴出し、ガス管切断後の作業途中で酸素欠乏状態になって意識を失い、死亡に至ったと推定される。

工事場所には現場作業責任者と2名で赴いていたが、現場作業責任者は打ち合わせのため、当該事故時、作業場所から離れた場所におり、現場に戻った現場作業責任者が作業員が動かない状態で反応しなかったため、穴から引き出し、蘇生措置、救急搬送したが死亡が確認された。なお、ポケットガス検知器も現場作業責任者が携帯していたため、作業場所には無い状態であった。

2. 埼玉県における事故概要

〈1〉発生日時

平成31年3月13日15時50分（消防受付時間）

〈2〉被害状況

人的被害 死者1名、軽症1名

〈3〉事故の概要

解体予定の建物敷地内の灯外内管（PE管 30mm）の地境切断工事において、協力会社作業員が自ら掘削した穴（深さ約90cm、幅約50cm、奥行約50cm）に上半身をいれた状態であるところを土地所有者に発見、救出され、救急搬送されたが死亡が確認された。近隣で別の機器交換作業に従事していた協力会社作業員が消防によるガス漏えい注意喚起に気づき、現場に入ったところ、地境切断作業中の掘削穴からガスが噴出していることを確認し、応急措置を実施した。

当該工事は死亡した作業員が単独で赴き、一人作業であった。

3. 広島県における事故概要（コミュニティーガス）

〈1〉発生日時

平成27年8月27日14時03分頃

〈2〉被害状況

人的被害 死者1名

〈3〉事故の概要

解体中の建物敷地内の灯外内管の地境切断工事において、掘削穴内で灯外内管の切断・プラグ止め作業中、作業員1名が掘削穴内で漏出したプロパンガスによって酸素欠乏状態となり死亡した。

当該工事においては、作業手順に記載された、ホースマスクの着用、防爆仕様の送風機の使用、ガス管切断からプラグ止め作業までの二人作業の徹底が行われていなかった。